

[事案 27-301] 配当金支払請求

・平成 28 年 8 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、確定額が支払われるとの説明があったことを理由に、設計書に記載されたとおりの一時金および祝金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 1 年 6 月に契約した終身保険について、勧誘時に募集人から、設計書に記載されたとおりの一時金および祝金が支払われるとの説明を受けたので、説明どおりの金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)一時金および祝金は、社員配当金で買い増しされた累積生存保険金であるため、確定金額として支払うものではない。
- (2)募集人が説明に用いた設計書には、記載された一時金および祝金は確定したものではないと明記されており、募集人がこれらを確定額であると説明することはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人 2 名のうち 1 名は高齢により、他の 1 名は入院中のため事情聴取ができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、一時金 および祝金について確定額が支払われるとの誤った説明を行ったとは認められず、また、説明に使用された設計書には、一時金および祝金は確定したものではないと明記されていること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。